人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2025 5

発行　やまびこ人権文化センター　倉吉市中河原 772-6　TEL/FAX 0858-28-4265

やまびこ人権文化センター 4月の活動報告

やまびこサロン　西鴨４月 10 日、天神野４月 17 日、中河原ニ４月 24 日

４月のサロンは茶話会を行いました。新たな職員の紹介をした後、「今年度はどんなことをしようか」と話し合いました。

小鴨小学校地区学習会 運営協議会の開催　４月 24 日

開講式を5月 13 日（火）、学習会を5月 15 日（木）からスタートし、教科学習や人権学習、調査活動など１月の閉講式まで年間 24 回開催することなどが決定しました。

西中学校地区学習会 運営協議会の開催　４月 24 日

開級式を５月 28 日（水）、学習会を６月 11 日（水）からスタートし、学習会の意義を確認しながら人権学習や先輩の話、小学生との交流なども取り組みながら進めていきます。

「本人通知制度」インターネットでの事前登録が可能になりました

本人通知制度は、倉吉市に住民登録や本籍がある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせし、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

このたび、窓口に加えインターネットでの手続きが可能となりました。

詳しくは、倉吉市公式ホームページでご確認ください。

詳しくは
こちら

職員異動のお知らせ

人事異動により、センター職員の異動がありましたのでお知らせします。

【着任】　**村上　瑠美**（はばたき人権文化センターより異動）

４月１日よりやまびこ人権文化センターに着任しました。職員と協力し、１日も早く地域の皆さんのお役に立ちたいと思います。よろしくお願いします。

5月 事業のご案内

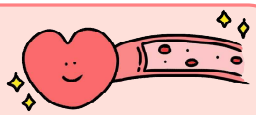

やまびこサロン・デイ　～**血管年齢測定**（明倫･小鴨包括支援センター）～

日〔西鴨〕５月 15 日（木）〔天神野〕５月 22 日（木）〔中河原ニ〕５月 29 日（木）

時 午前 10 時より　所 各自治公民館

小鴨小学校地区学習会 開講式　５月 13 日（火）午後６時より（やまびこ人権文化センター）

西中学校地区学習会 開級式　５月 28 日（水）午後６時より（やまびこ人権文化センター）

５月５日から１１日は「こどもまんなか児童福祉週間」

国は、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか　児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけています。

子どもの権利を理解しよう

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約では、18歳未満の児童（こども）は守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。また、おとなへと成長する過程において、こどもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は次の4つで表されます。

差別されない	人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無…どのような違いがあっても差別されません。 もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。
あなたが一番	大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。 あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。
守られる命	全てのこどもには生きる権利があります。 あなたは、すこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます。
意見は大切	あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。 意見があれば、伝えてみましょう。

これらは4つの原則と呼ばれ、すべてのこどもには「差別禁止」「最善の利益」「生命・生存・発達の権利」「意見を聞かれる権利」が保障されていることが求められます。

ひとりで悩まないで、相談してみよう

こどもの人権110番　**0120－007（ぜろぜろなな）－110（のひゃくとうばん）**

24時間子供 SOS ダイヤル　**0120－0－78310（なやみいおう）**

（文部科学省所管）
・こどもまんなか児童福祉週間（こども家庭庁）
https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-fukushi-shuukan/
・法務省リーフレット「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00118.html
をもとに倉吉市人権文化センターが作成

困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで　人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。
差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、**倉吉市人権政策課（☎22-8130）**または、**やまびこ人権文化センター（☎28-4265）**にご連絡ください。